

神奈川県後期高齢者医療広域連合決裁規程

平成19年1月24日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、広域連合長の権限に属する事務の専決、代決その他事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 広域連合長、広域連合長の権限の受任者又は専決権限を有する者(以下「決裁権者」という。)がその権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 あらかじめ決められた範囲内で、広域連合長の責任において、常時広域連合長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在の場合、あらかじめ決められた範囲内で一時当該決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 旅行その他の理由により決裁権者に差し支えがあつて決裁できない状態にあることをいう。
- (5) 課長 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局規則(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合規則第6号)第3条の2第1項に定める課長、同条第2項に定める担当課長をいう。
- (6) 係長 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局規則第3条の2第1項に定める係長、同条第2項に定める担当係長をいう。

(決裁の順序)

第3条 事務は、原則として、主務係長の意思決定を受けた後、順次直属上司の意思決定及び関係課長の合議を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(広域連合長の決裁事項)

第4条 広域連合長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1、別表第2及び別表第3に定める広域連合長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 前号に定める事項のほか、特に重要な事項に関すること。

(副広域連合長の事務分担)

第5条 広域連合長は必要と認めるときは、副広域連合長の分担事務を指定することができるものとする。

(事務局長及び課長の専決事項)

第6条 事務局長及び課長の専決事項は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める決裁区分に属する事項とする。

(承認による専決事項)

第7条 事務局長及び課長は、前条によりその専決事項とされていない事項であっても、その性質が軽易に属し、これに準じてよいと認められるものは、あらかじめ上司の承認を得て専決することができる。

(専決の委譲)

第8条 事務局長は、特に重要な事項及び総合的な調整を必要とする事項を除き、専決の権限を事務局次長に委譲することができる。

2 前項に定めるもののほか、事務局長及び課長は、上司の承認を得て、軽易又は定例的な事務について、専決の権限を所属職員に委譲することができる。

3 前2項の規定により専決の権限を委譲された者が不在のときは、当該専決の権限を委譲した者が決裁するものとする。

(専決の制限)

第9条 この訓令に定める専決事項であっても、特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、新たな事項又は規定の解釈上疑義がある事項は、上司の指示を受けなければならない。

(代決)

第10条 次の表の左欄に掲げる職にある者が不在のときは、右欄に掲げる職にある者がその事務を代決する。この場合において、代決する順位は、右欄に掲げる順位とし、右欄に掲げる職にある者が2人以上あるときは、決裁権者があらかじめ指名する順位とする。

決裁権者	代 決 す る 者
広域連合長	副広域連合長、事務局長

事務局長	事務局次長、課長
課長	係長

(代決の制限)

第11条 前条の場合であっても重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新たな事項は、代決することができない。ただし、その処理についてあらかじめ指示を受けたもの又は緊急や止むを得ないものについては、この限りでない。

(後閲)

第12条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁権者の後閲を受けなければならない。ただし、定例的なものその他軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月19日訓令第1号)

この訓令は、平成20年12月19日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月27日訓令第4号)

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月29日訓令第1号)

この訓令は、平成24年11月29日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日訓令第1号)

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 一般事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				運 用 要 領															
	広域連合長決裁	副広域連合長専決	事務局長専決	課長専決																
					<p>※ 別表全般について</p> <p>1 別表の一般事項、人事事項又は財務事項の決裁事項の複数の事項に該当する場合は、それぞれの決裁事項における区分のうち、もっとも上位の決裁区分を適用するものとする。</p> <p>2 担当課長は、課長専決に掲げる事務のうち、担当する事務に係るものに限り、専決することができるものとする。</p> <p>※ 一般事項の決裁区分の原則的な水準</p> <p>決裁区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決 裁 区 分</th> <th>基 準</th> <th>基 準 の 解 釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広 域 連 合 長 決 裁</td> <td>特に重要なもの</td> <td>広域連合の運営に密接不可欠に関わるもので、広域連合の業務及び被保険者に与える影響が特に大きいものをいう。</td> </tr> <tr> <td>副 広 域 連 合 長 専 決</td> <td>重要なもの</td> <td>広域連合の業務及び被保険者に与える影響が大きいもので、「特に重要なもの」に準ずるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>事 務 局 長 専 決</td> <td>広域連合長決裁及び副広域連合長専決を必要としないもの</td> <td>運営に関するもののうち、被保険者に与える影響が大きいもので、意思決定に当たり裁量の余地が少ないものをいう。</td> </tr> <tr> <td>課 長 専 決</td> <td>軽易又は反復継続的なもの</td> <td>課の所掌するもののうち、広域連合の執行及び被保険者に与える影響が少ないものであり、意思決定に当たり裁量の余地がほとんどない軽易なもの又はその処理に当たり、一定の定着をみている経済的なものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	決 裁 区 分	基 準	基 準 の 解 釈	広 域 連 合 長 決 裁	特に重要なもの	広域連合の運営に密接不可欠に関わるもので、広域連合の業務及び被保険者に与える影響が特に大きいものをいう。	副 広 域 連 合 長 専 決	重要なもの	広域連合の業務及び被保険者に与える影響が大きいもので、「特に重要なもの」に準ずるものをいう。	事 務 局 長 専 決	広域連合長決裁及び副広域連合長専決を必要としないもの	運営に関するもののうち、被保険者に与える影響が大きいもので、意思決定に当たり裁量の余地が少ないものをいう。	課 長 専 決	軽易又は反復継続的なもの	課の所掌するもののうち、広域連合の執行及び被保険者に与える影響が少ないものであり、意思決定に当たり裁量の余地がほとんどない軽易なもの又はその処理に当たり、一定の定着をみている経済的なものをいう。
決 裁 区 分	基 準	基 準 の 解 釈																		
広 域 連 合 長 決 裁	特に重要なもの	広域連合の運営に密接不可欠に関わるもので、広域連合の業務及び被保険者に与える影響が特に大きいものをいう。																		
副 広 域 連 合 長 専 決	重要なもの	広域連合の業務及び被保険者に与える影響が大きいもので、「特に重要なもの」に準ずるものをいう。																		
事 務 局 長 専 決	広域連合長決裁及び副広域連合長専決を必要としないもの	運営に関するもののうち、被保険者に与える影響が大きいもので、意思決定に当たり裁量の余地が少ないものをいう。																		
課 長 専 決	軽易又は反復継続的なもの	課の所掌するもののうち、広域連合の執行及び被保険者に与える影響が少ないものであり、意思決定に当たり裁量の余地がほとんどない軽易なもの又はその処理に当たり、一定の定着をみている経済的なものをいう。																		
(1) 広域連合の運営計画及び運営に関する基本方針の決定に関すること。	○																			
(2) 広域連合議会の招集、議案の提出その他広域連合議会に関すること。	○																			
(3) 条例及び規則の制定及び改廃に関すること。	○																			
(4) 訓令の制定及び改廃に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	通例的なもの		<p>※ 「通例的なもの」には、組織改正に伴う改正及び法令、条例等の改正に伴う改正等が該当する。</p> <p>※ (5)の事項について、「通達、要綱等」には、「要領」を含むものとする。</p>															
(5) 通達、要綱等の制定及び改廃に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	通例的なもの																	

別表第1 一般事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				運 用 要 領
	広域連合長決裁	副広域連合長専決	事務局長専決	課長専決	
(6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条の規定による専決処分に関すること。	○				
(7) 地方自治法第180条の規定による和解及び調停に係る専決処分に関すること。	○				
(8) 審査請求、訴訟、和解、調停等に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	通例的なもの		※「通例的なもの」には、弁明書の提出、裁判での答弁書の提出等が該当する。
(9) 請願、陳情、要望等に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	通例的なもの	軽易なもの	※ 神奈川県後期高齢者医療広域連合が国、県等に対して行う場合及び被保険者等から神奈川県後期高齢者医療広域連合に対して行われた場合を指す。
(10) 公示、告示、公表、公示送達その他の公示に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	通例的なもの	軽易又は反復継続的なもの	
(11) 許可、認可、承認、取消し等の行政処分その他法令、条例等の規定による権限の行使及び指導、勧告等の行政指導に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	重要でないが異例なもの	通例的なもの	※「許可、認可、承認、取消し等の行政処分その他法令、条例等の規定による権限の行使」とは、主として公権力の行使として行われる対外的行政行為を指し、立入検査等の事実行為等が含まれる。具体的には、許可、認可、承認、取消し、撤回、認定、裁定、決定、指示、検査、命令、審査等の行政処分その他の行政行為をいう。
(12) 通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告、進達、依頼等に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	重要でないが異例なもの	通例的なもの	※ 受理する場合も含むものであり、また、例示のもの以外にこの事項に該当するものとして、内申、協議等がある。
(13) 附属機関等に係る設置、諮問等に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	重要でないが異例なもの	通例的なもの	※「諮問等」には、附属機関等に対する協議、報告等が含まれる。
(14) 儀式、表彰その他行事に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	重要でないが異例なもの	通例的なもの	
(15) 会議、研究会、協議会、講習会、展示会等の開催、共催、後援等に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	重要でないが異例なもの	通例的なもの	

別表第1 一般事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				運 用 要 領
	広域連合長決裁	副広域連合長専決	事務局長専決	課長専決	
(16) 研究会、協議会その他の関係団体への加入及びそれらの団体からの脱退に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	○		
(17) 協定、覚書等の締結等に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	通例的なもの		※「覚書等」には、申合せ、確認書、協議書等が含まれる。
(18) 公文書の開示に関すること。				○	
(19) 個人情報の記録の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に関すること。				○	
(20) 各種調査の実施及び諸統計に関すること。				○	
(21) 出版物の刊行の決定に関すること。				○	

別表第2 人事事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				運 用 要 領
	広域連合長決裁	副広域連合長専決	事務局長専決	課長専決	
(1) 任用に関する事 こと。	派遣協定に関する こと以外		派遣協定に関する こと		
(2) 分限、懲戒に関する事 こと。	○				
(3) 配置換えに関する事 こと。				○	※「配置換え」とは、昇任又は降任以外の方法によって、任命権者を同じくする他の職に任命することをいう。
(4) 育児休業等の承認に関する事 こと。			○		
(5) 休暇、欠勤その他の願、 届出の承認又は受理に関する事 こと。			担当課長以上	係長以下	
(6) 週休日及び休日の指定又は 振替に関する事。			担当課長以上	係長以下	
(7) 外国出張の命令及び復命 の受理に関する事。			○		
(8) 出張(外国出張を除く。) の命令及び復命の受理に関する事 こと。			担当課長以上	係長以下	
(9) 時間外勤務命令及び休日 勤務命令に関する事。			担当課長以上	係長以下	
(10) 職場研修の実施に関する事 こと。				○	
(11) 非常勤嘱託員の職に関する事 こと。		○			※「非常勤嘱託員」とは、地方公務員法第3条第3項第3号の規定を根拠に採用される者等をいう。
(12) 非常勤職員の任免に関する事 こと。	専門委員、顧問及び 参与		特別職	一般職	
(13) 臨時的任用の職に関する事 こと。			○		
(14) 臨時的任用職員の任免に 関する事。			○		

別表第3 財務事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				運 用 要 領
	広域連合長決裁	副広域連合長専決	事務局長専決	課長専決	
					※財務事務の決裁区分について 1 支出負担行為に関しては、契約を締結するものであって契約締結権者が事務局長以上のものについては事務局長、その他のものについては課長を決裁権者とする。 2 支出命令に関しては全て課長を決裁権者とする。 3 収入調定及び納入通知に関しては全て課長を決裁権者とする。
(1) 工事の施工決定に関する こと。	1件 100,000,000円 を超えるもの	1件 100,000,000円 以下のもの	1件 20,000,000円 以下のもの	1件 5,000,000円 以下のもの	※「14節工事請負費」の執行として行う事案が該当する。
(2) 工事の請負に関する こと。		1件 100,000,000円 を超えるもの	1件 100,000,000円 以下のもの	1件 5,000,000円 以下のもの	※「12節委託料」及び「14節工事請負費」の執行として行う事案が該当する。
(3) 委託及び受託の決定(歳 入の徴収又は収納事務の委 託及び支出事務の委託の決 定を除く。)に関する こと。	1件 100,000,000円を 超えるもの	1件 100,000,000円 以下のもの	1件 50,000,000円 以下のもの	1件 10,000,000円 以下のもの	※「12節委託料」の執行として行う事案が該当する。 ※ 契約については、(3)2の事項で処理する。
(3)2) 委託及び受託の契約 に関する こと。			1件 10,000,000円を 超えるもの	1件 10,000,000円 以下のもの	※ (3)の事項を参照すること。
(4) 歳入の徴収又は収納事務 の委託及び支出事務の委託 の決定に関する こと。			○		※ 契約については、(3)2の事項で処理する。
(5) 物品、労力その他の調達 等の決定に関する こと。	1件 30,000,000円を 超えるもの	1件 30,000,000円 以下のもの	1件 10,000,000円 以下のもの	1件 3,000,000円 以下のもの	※ 物品の調達、通信・運搬のような人的サービス(労力)の提供の調達のほか、印刷製本のようにその両者を併せた性質のものを いい、具体的には次の支出科目の執行として行う事案が該当する。 ・10節需用費(食糧費及び修繕料を除く。) ・11節役務費(保険料に係るものを除く。) ・15節原材料費 ・17節備品購入費 ※ 契約については、(6)の事項で処理する。
(6) 物品、労力その他の 調達等の契約に関する こと。			1件 3,000,000円を 超えるもの	1件 3,000,000円 以下のもの	※ (5)の事項を参照すること。
(7) 修繕(建物等の小破修繕 を除く。)の決定及び契約に 関する こと。	1件 30,000,000円を 超えるもの	1件 30,000,000円 以下のもの	1件 10,000,000円 以下のもの	1件 1,000,000円 以下のもの	※「10節需用費」のうち修繕料の執行として行う事案が該当する。

別表第3 財務事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				運 用 要 領
	広域連合長決裁	副広域連合長専決	事務局長専決	課長専決	
(8) 物品の軽易な修繕の決定及び契約に関すること。				1件 300,000円以下のもの	※「物品の軽易な修繕の決定及び契約」とは、図書(書籍、刊行物、地図、パンフレット、ポスター及びびらし等の既製品)等があげられる。また、「10節需用費」のうち修繕料の執行として行う事案が該当する。なお、物品の1件300,000円を超える修繕の決定及び契約は、(5)から(7)までの事項で処理する。
(9) 報酬(支給額及び支給期日の定めのないものに限る。)の支出決定に関すること。				○	※「1節報酬」の執行として行う事案が該当する。
(10) 報償費(支出の基準の定めがあるものを除く。)の支出決定に関すること。			○		※「7節報償費」の執行として行う事案が該当する。
(11) 支出の基準の定めがある報償費の支出決定に関すること。				○	※「支出の基準の定めがある」とは、法令等(法令、条例及び規則並びに要綱及び要領)に1件当たりの金額が定められていて、原則として支出金額の算出に裁量の余地がないものをいう。ただし、1件当たりの上限金額を定めた場合も許容とする。この場合、要綱及び要領にあつては、制定時に広域連合長の決裁を受けたもの(制定時に広域連合長の決裁を受けていないものであつても、1件当たりの金額の改正時に広域連合長決裁を受けたものを含む。)に限るものとする。なお、予算執行時には、当該要綱又は要領の広域連合長決裁年月日及び文書番号を記載すること。
(12) 旅費の支出決定に関すること。				○	※「8節旅費」の執行として行う事案が該当する。
(13) 交際費の支出決定に関すること。	1件 1,000,000円を超えるもの	1件 1,000,000円以下のもの	1件 300,000円以下のもの		※「9節交際費」の執行として行う事案が該当する。 ※「9節交際費」の執行として行う物品調達決定は、(14)の事項で処理する。
(14) 食糧費の支出決定に関すること。		1件 500,000円を超えるもの	1件 500,000円以下のもの	1件 50,000円以下のもの	※「10節需用費」のうち食糧費の執行として行う事案が該当する。 ※「10節需用費」のうち食糧費の執行として行う物品調達決定は、この事項で処理する。
(15) 負担金(会議、講習会、研修会等に係るものを除く。)、補助金、交付金、扶助費、貸付金等(支出の基準の定めがあるものを除く。)の支出決定に関すること。	1件 10,000,000円を超えるもの	1件 10,000,000円以下のもの	1件 1,000,000円以下のもの		※「18節負担金、補助及び交付金」、「19節扶助費」、「20節貸付金」、「22節償還金、利子及び割引料」、「23節投資及び出資金」、「24節積立金」、「25節寄附金」及び「26節公課費」の執行として行う事案が該当する。 ※「支出の基準の定めがある負担金、補助金、交付金、扶助費、貸付金等」とは、次のものをいう。 「支出の基準の定めがある」とは、法令等(法令、条例及び規則並びに要綱及び要領)に1件当たりの金額が定められていて、原則として支出金額の算出に裁量の余地がないものをいう。ただし、1件当たりの上限金額を定めた場合も許容とする。この場合、要綱及び要領にあつては、制定時に広域連合長の決裁を受けたもの(制定時に広域連合長の決裁を受けていないものであつても、1件当たりの金額の改正時に広域連合長決裁を受けたものを含む。)に限るものとする。なお、予算執行時には、当該要綱又は要領の広域連合長決裁年月日及び文書番号を記載すること。また、本広域連合が加入する研究会、協議会等の年会費等の負担金については規約又は会則その他これらに類するものに支出の根拠規定があり、かつ、年会費等の金額が明記されている通知があるものをいう。
(16) 支出の基準の定めがある負担金(会議、講習会、研修会等に係るものを除く。)、補助金、交付金、扶助費、貸付金等の支出決定に関すること。			1件 1,000,000円を超えるもの	1件 1,000,000円以下のもの	

別表第3 財務事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				運 用 要 領
	広域連合長決裁	副広域連合長専決	事務局長専決	課長専決	
(17) 会議、講習会、研修会等に係る負担金の支出決定に関すること。				○	※ 「18節負担金、補助及び交付金」の執行として行う事案が該当する。
(18) 損失補償の額の決定及び契約に関すること。	○				※ 「21節補償、補填及び賠償金」のうち、損失補償の執行として行う事案が該当する。
(18の2) 振替に関すること。			○		
(19) 公有財産の貸付け又は公有財産に相当するものの借受けの決定及び契約に関すること。	1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円以下のもの	1件の賃貸借料年額又は総額が10,000,000円以下のもの	1件の賃貸借料年額又は総額が2,000,000円以下のもの	※ 「13節使用料及び賃借料」の執行として行う事案が該当する。 ※ (19)から(23)までの事項について、「公有財産に相当するものの借受け」の対象となるものは、地方自治法第238条に規定する公有財産に相当するものをいい、「物品の借受け」の対象となるものは、地方自治法第239条に規定する物品に相当するものをいう。なお、賃借料の減免を伴うものについては、減免前の額により各決裁区分を適用する。
(20) 公有財産の貸付け又は公有財産に相当するものの借受けの更新の決定及び契約に関すること。			1件の賃貸借料年額又は総額が30,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が30,000,000円以下のもの	※ 同一の物、同一の目的及び同一の者を相手とする貸付け及び借受けが該当する。
(21) 物品の貸付け又は借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受けを除く。)の決定に関すること。	1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円以下のもの	1件の賃貸借料年額又は総額が10,000,000円以下のもの	1件の賃貸借料年額又は総額が2,000,000円以下のもの	※ 「貸付け」について、減免を行う場合(無償で貸し付ける場合を含む。)においては、元の価額を算定し、当該価額で決裁区分を適用する。 ※ 契約については、(21の2)の事項で処理する。
(21の2) 物品の貸付け又は借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受けを除く。)の契約に関すること。			1件の賃貸借料年額又は総額が2,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が2,000,000円以下のもの	※ (21)の事項を参照すること。
(22) 物品の借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受けに限る。)の決定に関すること。	1件の賃貸借料年額又は総額が120,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が120,000,000円以下のもの	1件の賃貸借料年額又は総額が50,000,000円以下のもの	1件の賃貸借料年額又は総額が10,000,000円以下のもの	※ (21)の事項を参照すること。 ※ 契約については、(22の2)の事項で処理する。
(22の2) 物品の借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受けに限る。)の契約に関すること。			1件の賃貸借料年額又は総額が10,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が10,000,000円以下のもの	※ (22)の事項を参照すること。
(23) 物品の借受けの更新の決定に関すること。			1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円以下のもの	

別表第3 財務事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				運 用 要 領
	広域連合長決裁	副広域連合長専決	事務局長専決	課長専決	
(24) 公有財産の買入れ等の決定及び契約に関すること。	○				※ 「16節公有財産購入費」の執行として行う事案が該当する。なお、この場合、決裁区分に関わらず財産の管理を担当する課長を合議する。 ※ 「公有財産の買入れ等」には、地方自治法第238条第1項に規定する地上権等の設定(第4号)、特許権の取得(第5号)、出資による権利の取得(第7号)等が、また、基金によって土地を取得する場合が含まれる。
(25) 公有財産の売払いの決定及び契約に関すること。	○				
(26) 公有財産の交換の決定及び契約に関すること。	○				
(26の2) 公有財産の譲与の決定及び契約に関すること。	価額が50,000,000円を超えるもの	価額が50,000,000円以下のもの	価額が20,000,000円以下のもの		
(27) 負担付きでない寄附の受納の決定に関すること。	1件 5,000,000円を超えるもの		1件 5,000,000円以下のもの	1件 500,000円以下のもの	
(28) 行政財産の目的外使用の許可(使用料の減免を伴うものを含む。)に関すること。	使用料の年額又は総額が10,000,000円を超えるもの	使用料の年額又は総額が10,000,000円以下のもの	使用料の年額又は総額が2,000,000円以下のもの	使用料の年額又は総額が600,000円以下のもの	※ 使用料の減免を伴うものについては、減免前の額により各決裁区分を適用する。
(29) 行政財産の目的外使用の許可の更新(使用料の減免を伴うものを含む。)に関すること。			使用料の年額又は総額が10,000,000円を超えるもの	使用料の年額又は総額が10,000,000円以下のもの	
(30) 予算に定める金額の流用に関すること。			目間	節間	※ 財務を担当する課長に合議する。
(30の2) 償還金の支出決定に関すること。			1件 1,000,000円を超えるもの	1件 1,000,000円以下のもの	※ 「22節償還金、利子及び割引料」の執行として行う事案が該当する。
(31) 予備費の使用に関すること。	○				※ 財務を担当する課長に合議する。
(32) 目及び節の新設に関すること。				○	

別表第3 財務事項

決 裁 事 項	決 裁 区 分				運 用 要 領
	広域連合長決裁	副広域連合長専決	事務局長専決	課長専決	
(33) 繰出金の支出決定に関すること。			○		
(34) 減価償却費、資産減耗費及び繰延勘定償却の支出決定に関すること。			○		
(35) 歳入歳出外現金の払出しに関すること。				○	
(36) 入札に関すること。				○	
(37) 入札参加資格に係る審査に関すること。				○	
(38) 物品の不用決定並びに不用品の処分決定及び契約(不用品の売払いの契約を除く。)に関すること。			重要物品	重要物品以外のもの	※ 「重要物品」とは、神奈川県後期高齢者医療広域連合物品管理規則第6条の2第1項に規定するものをいう。
(39) 不用品の売払いの契約に関すること。			1件 10,000,000円を超えるもの	1件 10,000,000円以下のもの	※ 財務を担当する課長に合議する。
(40) 不用品の売払いに係る業者の選定に関すること。			予定金額が1件10,000円を超えるもの	予定金額が1件10,000円以下のもの	
(41) 支出負担行為済額の減額に関すること。			支出負担行為が課長専決以外のもの	支出負担行為が課長専決のもの	※ 変更契約を伴わない減額に限る。